

## 契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### 1.商品の仕組みおよび引受条件等

#### ①商品の仕組み

(1)海外旅行保険は、ご旅行中に被保険者がさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）といえます）を被った場合、発病した場合またはその他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

海外旅行保険は、海外旅行中のケガなどを補償します。したがって、海外に永住される方や帰国予定のない方の「日常生活」中のケガなどを補償する保険契約としては、ご契約いただけません。

#### (2)被保険者（補償の対象となる方）の範囲

- ①「家族旅行特約」をセットされない場合の被保険者の範囲は、保険申込書に記載された「ご本人」となります。
- ②「家族旅行特約」をセットされた場合の被保険者の範囲は、保険申込書に記載された「ご本人」のほか、「ご本人」と一緒に旅行されるご家族を保険申込書に記名し、被保険者とすることができます。被保険者としてのご家族の範囲は下表a.~c.のとおりです。なお、「ご本人」とご家族との関係はご契約時におけるものとなります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

ご家族の範囲	a.ご本人の配偶者※1	※1ご旅行後に帰国届出を予定されている方を含みます。
	b.ご本人または配偶者※1と同居の親族※2	※2親族とは、ご本人の6親等内の血縁および3親等内の姻縁をいいます。
	c.ご本人または配偶者※1と別居の未婚※3の子	※3未婚とは、これまで婚姻歴のないことをいいます。

#### 2.補償の内容

- (1)保険金をお支払いする場合:中面記載の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。なお、セットされる特約により、「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なる場合がありますのでご注意ください。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。
- (2)保険金をお支払いできない主な場合:中面記載の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### 3.セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットする特約をお選びいただくことができます（別に定める保険料の払い込みが必要となる場合があります）。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### 4.保険期間

海外旅行保険の保険期間は、2年以内でご旅行期間にあわせてご設定ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客様の保険期間については、保険申込書をご確認ください（保険期間を1年以内とする包括契約方式も可能です）。

#### 5.引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客様の保険金額については、保険申込書をご確認ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただけます。なお、死亡に関する保険金額は以下のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して1,000万円※1※2が限度となります。

- ・満15才未満の方を被保険者とする場合
- ・保険契約者と被保険者ご本人が異なるご契約で、被保険者の同意が確認できない場合
- ※1 普通保険約款や特約により保険金額を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。
- ※2 ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

#### 2.保険料

(1)保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客様の保険料については、保険申込書をご確認ください。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口								
<b>あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター</b> <b>0120-101101</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●おかけ間違いにご注意ください。</li><li>●携帯電話・PHSからもご利用いただけます。</li><li>●音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。</li></ul> <p>※プライバシー保護のため、ご契約内容のお問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします。</p> <p>※お見積り等一部の用件は営業店等からの対応となります（左記のご注意いただきたい事項をご覧ください）。</p> <p>※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客様にご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p>	<table><thead><tr><th>ご用件</th><th>受付時間</th><th>ご注意いただきたい事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>商品・ご契約内容のお問い合わせ</td><td>[平 日] AM9:00~PM7:00 [土・日・祝日] AM9:00~PM5:00 (年末年始を除きます)</td><td>●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社営業店・サービスセンター等でお手続き・ご対応となります。<ul style="list-style-type: none"><li>・お見積り(新規・継続)、ご契約、ご解約</li><li>・法人・団体契約を対象としたご契約に関するお問い合わせ</li><li>・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ 等</li></ul></td></tr></tbody></table>	ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項	商品・ご契約内容のお問い合わせ	[平 日] AM9:00~PM7:00 [土・日・祝日] AM9:00~PM5:00 (年末年始を除きます)	●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社営業店・サービスセンター等でお手続き・ご対応となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・お見積り(新規・継続)、ご契約、ご解約</li><li>・法人・団体契約を対象としたご契約に関するお問い合わせ</li><li>・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ 等</li></ul>
ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項						
商品・ご契約内容のお問い合わせ	[平 日] AM9:00~PM7:00 [土・日・祝日] AM9:00~PM5:00 (年末年始を除きます)	●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社営業店・サービスセンター等でお手続き・ご対応となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・お見積り(新規・継続)、ご契約、ご解約</li><li>・法人・団体契約を対象としたご契約に関するお問い合わせ</li><li>・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ 等</li></ul>						

## ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは「海外旅行保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます）。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険契約証または保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。
- 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます）、ハンググライダー・搭乗などの危険なスポーツを行う場合、または危険な職業に従事する場合は所定の割増保険料が必要となります。割増保険料の払い込みのない場合は保険金を削減してお支払いしたり、またはお支払いできない場合があります。
- 保険契約のお申し込みの際は、保険契約申込書の各項目（性別、生年月日、年齢、職業・職務など）について正しくご記入ください。
- 被保険者の生年月日、他の保険契約等の有無、被保険者がご旅行中に従事する職業・職務および旅行行程（旅行先）※につきましては、告知事項として保険契約申込書にご記入いただけます。正しくご記入いただけない場合、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ※「家族総合賠償責任危険補償特約」または「生活用動産損害補償特約」をセットした場合に告知事項とさせていただきます。

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101 (大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

## あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

海外旅行中のケガや病気などに備えたい方に。

海外旅行保険

平成25年10月以降保険始期用

# 海外旅行保険



# 海外旅行保険のご案内

楽しい海外旅行。でもケガや病気、盗難にあったら…と不安が残るものです。さまざまなリスクを幅広くカバーする補償とサービスで、安心のご旅行に出発しませんか？

## 補償の概要

### 傷害死亡

- 航空機事故にあり、死亡された場合 等



### 傷害後遺障害

- ホテル火災にあり、後遺障害が発生した場合 等



### 疾病死亡

- 旅行中に不幸にも病気や死亡された場合
- 旅行中に感染したマラリアで、帰国後30日以内に死亡された場合 等



## 治療・救援費用／疾病に関する応急治療・救援費用／緊急歯科治療費用

### 傷害治療費用

- 交通事故で医師の治療を受け、治療費などがかった場合 等



### 疾病治療費用

- 腹痛で医師の治療を受け、治療費がかかった場合 等



### 緊急歯科治療費用

- 旅行中急に歯が痛みだし、医師に応急処置をもらった場合 等



### 救援者費用等

- 旅行中にケガ・病気により継続して3日以上入院し、親族が現地にかけつけ、交通費、宿泊費がかかった場合 等



(注)「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」がセットされている場合、海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けていた病気が旅先で急激に悪化して医師の治療が必要になったときも補償します。

## 個人賠償責任危険補償※2

- ホテルの物をこわしてしまった場合
  - 他人にケガをさせてしまった場合 等
- (注)上記事例でも損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



## 携行品損害

- 旅行中にバッグなどを盗まれた場合 等
- (注)携行品損害の保険金額が30万円を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。



## 旅行中の事故による緊急費用※1、※2

- 旅行会社に預けた手荷物の目的地到着が6時間以上遅れたため、身の回り品等を購入した場合 等



## テロ等対応費用※1、※2

- 旅行中にテロが発生して、帰国のため搭乗予定であった航空機が出発できなくなり、交通費、宿泊代等がかかった場合 等



## 弁護士費用等補償

- 旅行中に事故にあり、帰国後、弁護士に損害賠償請求を依頼した場合 等



## オプション

### ペット預入延長費用

- 搭乗予定の帰国便が遅れ、ペットを預けていた施設への、ペット預け入れ期間を延長した場合 等
- (注)ペットとは愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。



# 安心の4つのサービス

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、安心のサービスで、お客さまの快適なご旅行をサポートします。

## AD海外あんしんダイヤル

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、お電話で、さまざまなご相談を24時間・年中無休・日本語で、お受けします。

### 1. 相談・紹介サービス

保険事故のご報告や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご連絡ください。また、保険事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェント(事故処理会社)のご紹介も行います。

### 2. キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療が必要な場合に、ご連絡いただくことで、お客さまご自身で治療費を支払うことなく治療を受けられる病院を手配するサービスです。治療費は保険金として当社から病院へ直接お支払いします。  
(注) 病院によってはご利用いただけない場合がございます。また、保険証券等をお持ちでない場合や保険金をお支払いできない主な場合などサービスをご利用いただけない場合がございます。

### 3. 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ、病気によって、病院や日本への緊急移送が必要なときなどに、お電話にて24時間・年中無休・日本語で、対応いたします。

### 4. 携行品リペアサービス

「携行品損害補償特約」をセットされたお客さまが海外旅行中に保険事故で破損したお客さまのスーツケースの修理に際し、修理代金を当社が保険金として修理業者へ直接お支払いさせていただくことで、お客さまにとって修理代金のお立替えが不要となります。スーツケースの引取りから修理、納品までを当社の指定修理業者が行うサービスです。  
(注) 帰国後に日本国内でご利用いただくサービスです。海外滞在中など旅行中にはご利用いただくことができません。

AD海外あんしんダイヤルのサービスの詳細、お電話でのご連絡先は、ご契約時にお渡しする「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。

## ご利用上のご注意(AD海外あんしんダイヤル)

- 日本センターへ日本国内からおかけになる場合には「0120-853024」(無料ダイヤル※)となります。  
※無料ダイヤルにつながらない場合は、「018-888-9535」へおかけください(この場合の通話料はお客さま負担となりますのでご了承ください)。
- ご契約内容に基づき保険金お支払いの対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス会社の手数料を含みます)については、お客さまのご負担となります。保険金お支払いの対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- サービス提供後に保険金お支払いの対象となることが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスの提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※1 この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※2 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

(注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明

海外旅行保険の各種特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。  
 (注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

### ■主な補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガや病気等に対して次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	<b>海外旅行中のケガによる死亡を補償</b> 海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<b>傷害死亡保険金額の全額</b>	〈傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金共通〉 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> （後遺障害のみ） ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ など
傷害後遺障害保険金	<b>海外旅行中のケガによる後遺障害を補償</b> 海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<b>傷害後遺障害保険金額</b> × <b>約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</b>	(注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
疾病死亡保険金	<b>海外旅行中の病気による死亡を補償</b> 次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が海外旅行中に発生したものに限り）により、海外旅行が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した感染症 <sup>*2</sup> によって、海外旅行が終了してからその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注)上記②については、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。	<b>疾病死亡保険金額の全額</b>	次のいずれかによる病気については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④被保険者が被ったケガに起因する病気 ⑤妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ⑥歯科疾病 など
治療・救済費用保険金	<b>海外旅行中のケガによる治療費用、病気による治療費用、事故により生死が確認できない場合の捜索救助費用等を補償</b> ●傷害治療費用部分 海外旅行中のケガのため、治療 <sup>*3</sup> を受けられ、被保険者が治療費用を負担した場合 ●疾病治療費用部分 次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合 ①海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が海外旅行中に発生したものに限り）により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療 <sup>*3</sup> を開始された場合 ②海外旅行中に感染した感染症 <sup>*2</sup> により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療 <sup>*3</sup> を開始された場合 ●救済者費用部分 次のいずれかに該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用などを負担した場合 ①海外旅行中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②海外旅行中に被ったケガの治療 <sup>*3</sup> のため、3日以上続けて入院された場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産もしくは流産により死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気の治療 <sup>*3</sup> のため、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、海外旅行中に治療 <sup>*3</sup> を開始し、かつ、その後も引き続き治療 <sup>*3</sup> を受けていた場合に限りです。 ⑤海外旅行中に発病した病気の治療 <sup>*3</sup> のため、3日以上続けて入院された場合。ただし、海外旅行中に治療 <sup>*3</sup> を開始していた場合に限りです。 ⑥海外旅行中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ⑦海外旅行中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合	●傷害・疾病治療費用部分 <b>治療費用の額</b> 〈治療費用〉 次の費用のうち被保険者が負担した金額で社会通念上妥当な費用をいいます。ただし、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。 ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用（緊急移送費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料を含みます） ②治療のために必要な通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気につき20万円（b.は5万円）が限度となります。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令により公の機関より消毒を命じられた消毒費用 (注1)カイロプラクティック、鍼または灸による治療費用は対象外となります。 (注2)1回のケガ、病気につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。 ●救済者費用部分 <b>救済者費用の額</b> 〈救済者費用〉 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用で社会通念上妥当な費用をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救済者3名分・1往復分限度） ③宿泊料（救済者3名分・1名につき14日分限度） ④救済者の渡航手続費ならびに救済者または被保険者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費。ただし合計で20万円が限度となります。 ⑤現地からの移送費用（払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額は差し引きます） ⑥遺体処理費用。ただし、100万円が限度となります。 (注3)1回のケガ、病気、事故につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ●傷害治療費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> ⑥旅行開始前、終了後に発生したケガ など ●疾病治療費用部分 上記●傷害治療費用部分①～⑥のほか、次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いできません。 ①妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ②歯科疾病 ③旅行開始前に発病した病気（既往症） など ●救済者費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 <sup>(*)</sup> ②被保険者の闘争行為、自殺行為 <sup>(*)</sup> または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> など <b>(*)</b> 自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救済費用に係る治療・救済費用保険金	海外旅行開始前に発病し治療 <sup>*3</sup> を受けたことのある病気の原因として、海外旅行中に病気の症状の急激な悪化により治療 <sup>*3</sup> を受け、「治療・救済費用保険金」の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合	「治療・救済費用保険金」の疾病治療費用部分および救済者費用部分に同じ。ただし、海外旅行中の初診の日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居に帰着するまでに必要な費用に限りです。 (注1)海外旅行前に発病した1つの病気につき、治療・救済費用保険金額が300万円以上の場合は300万円、300万円未満の場合は治療・救済費用保険金額と同額が限度となります。 (注2)次の費用については、保険金お支払いの対象外となります。 ・海外旅行中も支払うことが予定されていた透析、人工呼吸器、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他の器具の継続的な使用に関わる費用またはインスリン注射等の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法その他の薬浴、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 ・不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用 など	「治療・救済費用保険金」の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いできません。 ①海外旅行終了後に治療 <sup>*3</sup> を開始された場合 ②海外旅行開始前に発病した病気の治療 <sup>*3</sup> または症状の緩和を目的とする海外旅行の場合 ③海外旅行開始前に旅行先の病院または診療所で治療 <sup>*3</sup> を受けることが決定していた場合 など
緊急歯科治療による治療・救済費用保険金	海外旅行中に発生した歯科疾病症状の急激な発症・悪化により海外旅行中に歯科医師による緊急歯科治療 <sup>*3</sup> を開始され、被保険者がその費用を負担した場合 (注)緊急歯科治療とは、歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。	<b>費用の額</b> × <b>50%</b>	「治療・救済費用保険金」の疾病治療費用部分のほか、次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いできません。 ①義歯または歯科矯正装置の欠陥 ②義歯または歯科矯正装置の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由 ③義歯または歯科矯正装置のすり傷等単なる外観の損傷 ④ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為 など
旅行事故緊急費用の額	<b>海外旅行中に負担を余儀なくされた費用を補償</b> 海外旅行中に発生した予期せぬ偶然な事故 <sup>(*)</sup> がもとで、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 <sup>(*)</sup> の公の機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます）により、その発生が証明されるものに限りです。	<b>旅行事故緊急費用の額</b>	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> ⑦旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑧妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気 ⑨歯科疾病 ⑩運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 など
旅行事故緊急費用保険金		〈旅行事故緊急費用〉 被保険者が余儀なく負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な費用とします。 ①交通費 ②ホテル等客室料 ③食事代。ただし、次のいずれかにより出発地または乗継地において代替となる航空機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限りです。 a.次のいずれかの事由により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合 ・被保険者が搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ・被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更 b.被保険者が搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から出発する被保険者が搭乗する予定の航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥旅行サービス取消料 ⑦身の回り品購入費。ただし、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が目的地において負担した費用で、かつ、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限りです。 (注1)上記①～⑥の費用については保険期間を通じ、旅行事故緊急費用保険金額が限度となります（ただし、上記③については旅行事故緊急費用保険金額の10%限度）。 (注2)上記⑦の費用については保険期間を通じ、旅行事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度となります。  この費用を補償する他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
テロ等対応費用	<p><b>テロ等により帰国が遅延したことで、負担を余儀なくされた費用を補償</b></p> <p>テロ等により帰国が遅延したため、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合  <b>(注)</b>テロ等により帰国が遅延したとは、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延したことをいいます。  ①被保険者が乗客として搭乗している交通機関(搭乗予定を含みます)または被保険者が入場している施設(入場予定を含みます)に対する第三者による不法な支配、テロ行為または公権力による拘束  ②被保険者に対する公権力による拘束  ③被保険者が誘拐されたこと  ④日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと</p>	<p style="text-align: center;"><b>費用の額</b></p> <p>&lt;対象となる費用&gt;  被保険者が余儀なく負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な費用とします。  ①交通費  ②宿泊施設の客室料  ③国際電話料等通信費</p> <p><b>(注)</b>保険期間を通じ、テロ等対応費用保険金額(10万円)が限度となります。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。</p> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 <p style="text-align: right;">など</p>
個人賠償責任危険保険	<p><b>海外旅行中の偶然な事故の損害賠償を補償</b></p> <p>被保険者が、海外旅行中に偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊・紛失について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合  <b>(注1)</b>他人の財物には、次のものを含みます。  ・レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品  ・宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)  ・被保険者が滞在する居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物やマンションの戸室全体を賃借している場合を含みません)  <b>(注2)</b>被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の海外旅行中の行為によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊・紛失について、親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p><b>免責金額(*) (0円)</b></p> <p><b>(*)</b>支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p><b>(注1)</b>1事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。</p> <p><b>(注2)</b>上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p><b>(注3)</b>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p>	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②航空機、船舶(ヨット、水上オートバイを含みません)、車両(ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを含みません)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③他人から借りたり預かった財物のうち左記「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ④親族に対する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品書金	<p><b>海外旅行中の偶然な事故による携行中の身の回り品の損害を補償</b></p> <p>海外旅行中に偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合</p> <p>&lt;補償対象外となる携行品&gt;  ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。  ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。  ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物  ④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品  ⑤被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます。職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具  ⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物  ⑦動物および植物  ⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみで使用される設備もしくは什器</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;"><b>損害の額</b> — <b>免責金額(*) (0円)</b></p> <p><b>(*)</b>支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p><b>(注1)</b>保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p><b>(注2)</b>損害の額は、修理費用または時価額を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合)に限ります。交通費、宿泊費を含みます)を損害の額とします。</p> <p><b>(注3)</b>損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、時価額が限度となります。</p> <p><b>(注4)</b>保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。</p> <p><b>(注5)</b>携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊を含みません。 ⑤保険の対象の欠陥 ⑥保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等 ⑦保険の対象のすり傷等単なる外観の損傷 ⑧偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑨保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。 ⑩保険の対象の置き忘れ・紛失 ⑪磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準する方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害 <p style="text-align: right;">など</p>
ペット	<p><b>海外旅行中の偶然な事故に対する損害賠償請求費用を補償</b></p> <p>海外旅行中に偶然な事故により被害を被った被保険者が法律上の損害賠償請求を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合  <b>(注1)</b>被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。  <b>(注2)</b>被害に対する損害賠償請求を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。</p> <p>&lt;損害賠償請求費用&gt;  訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいい、法律相談費用は含みません。</p>	<p style="text-align: center;"><b>損害の額</b></p> <p><b>(注)</b>1回の事故につき、100万円が限度となります。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <b>(注1)</b> 被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。 <b>(注2)</b> 被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。 <b>(注3)</b> 法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士を行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 <p>&lt;法律相談費用&gt;  法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。</p>
ペット	<p><b>海外旅行中の偶然な事故に対する法律相談費用を補償</b></p> <p>海外旅行中における偶然な事故により被害を被った被保険者が、弁護士に法律相談を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合  <b>(注1)</b>被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。  <b>(注2)</b>被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。  <b>(注3)</b>法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士を行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。</p> <p>&lt;法律相談費用&gt;  法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>損害の額</b></p> <p><b>(注)</b>1回の事故につき、10万円が限度となります。</p>	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <b>(注1)</b> 被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。 <b>(注2)</b> 被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。 <b>(注3)</b> 法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士を行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 <p>&lt;法律相談費用&gt;  法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。</p>
ペット	<p><b>帰国遅延によるペット預入延長費用を補償</b></p> <p>帰国遅延により、被保険者がペット預入延長費用を負担したとき  <b>(注)</b>帰国遅延とは、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延したことをいいます。  ①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休(運行時刻が定められているものに限りします)  ②交通機関の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能  ③被保険者が治療を受けたこと  ④被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りします)  ⑤被保険者の同行家族<sup>(*)1</sup>または同行予約者<sup>(*)2</sup>が入院したこと</p> <p><b>(*)1</b>被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子をいいます。  <b>(*)2</b>被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行している方をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>ペット預入延長費用の額</b></p> <p>&lt;ペット預入延長費用&gt;  帰国が遅れたことにより被保険者がペットの世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設にペットを預け入れることにより発生した費用で、社会通念上妥当な費用をいいます。なお、ペットとは、被保険者個人の家族で、愛がんと動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。</p> <p><b>(注)</b>次の額が限度となります</p> <p><b>ペット預入延長費用保険金額</b> × <b>帰国遅延日数(*)</b></p> <p><b>(*)</b>到着予定日に到着された場合で到着時間が遅延したためにペットの引き取りが遅延したときを含み、7日を限度とします。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。</p> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害賠償請求費用	<p><b>海外旅行中の偶然な事故に対する損害賠償請求費用を補償</b></p> <p>海外旅行中に偶然な事故により被害を被った被保険者が法律上の損害賠償請求を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合  <b>(注1)</b>被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。  <b>(注2)</b>被害に対する損害賠償請求を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。</p> <p>&lt;損害賠償請求費用&gt;  訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいい、法律相談費用は含みません。</p>	<p style="text-align: center;"><b>損害の額</b></p> <p><b>(注)</b>1回の事故につき、100万円が限度となります。</p>	<p>&lt;損害賠償請求費用保険金および法律相談費用保険金共通&gt;  (1)次のいずれかの被害事故については保険金をお支払いできません。  ①被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害事故  ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故  ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した被害事故  ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間  イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間  ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間  ④被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について発生した被害事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(2)次のいずれかによって被害事故が発生した場合は保険金をお支払いできません。  ①戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変  ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波  ③台風、洪水または高潮  ④被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(3)次のいずれかに該当する身体の障害または財物の損壊が発生した場合は保険金をお支払いできません。  ①被保険者の麻薬等の使用による身体の障害または財物の破損  ②液体、気体または固体の排出、流出または溢出による身体の障害または財物の破損。ただし、不測かつ突発的な事由による場合を含みません。  ③財物の欠陥、自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由を原因とする財物の損壊  ④被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊  ⑤労働災害により発生した身体の障害  ⑥次のいずれかを受けたことによって発生した身体の障害  ア.診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防  イ.医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示  ウ.身体の整形  エ.あんま、マッサージ、指圧、鍼(Acupuncture)、灸(Moxa cautery)または柔道整復等  ⑦石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性による身体の障害または財物の破損  ⑧外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性による身体の障害または財物の破損  ⑨電磁波障害に起因する身体の障害  ⑩騒音・振動・悪臭・日照不足により発生した身体の障害または財物の破損  ⑪初年度契約の始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害または財物の損壊</p> <p style="text-align: right;">など</p>
法律相談費用	<p><b>海外旅行中の偶然な事故に対する法律相談費用を補償</b></p> <p>海外旅行中における偶然な事故により被害を被った被保険者が、弁護士に法律相談を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合  <b>(注1)</b>被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。  <b>(注2)</b>被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。  <b>(注3)</b>法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士を行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。</p> <p>&lt;法律相談費用&gt;  法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>損害の額</b></p> <p><b>(注)</b>1回の事故につき、10万円が限度となります。</p>	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <b>(注1)</b> 被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。 <b>(注2)</b> 被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限りします。 <b>(注3)</b> 法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士を行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 <p>&lt;法律相談費用&gt;  法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。</p>
ペット	<p><b>帰国遅延によるペット預入延長費用を補償</b></p> <p>帰国遅延により、被保険者がペット預入延長費用を負担したとき  <b>(注)</b>帰国遅延とは、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延したことをいいます。  ①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休(運行時刻が定められているものに限りします)  ②交通機関の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能  ③被保険者が治療を受けたこと  ④被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りします)  ⑤被保険者の同行家族<sup>(*)1</sup>または同行予約者<sup>(*)2</sup>が入院したこと</p> <p><b>(*)1</b>被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子をいいます。  <b>(*)2</b>被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行している方をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>ペット預入延長費用の額</b></p> <p>&lt;ペット預入延長費用&gt;  帰国が遅れたことにより被保険者がペットの世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設にペットを預け入れることにより発生した費用で、社会通念上妥当な費用をいいます。なお、ペットとは、被保険者個人の家族で、愛がんと動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。</p> <p><b>(注)</b>次の額が限度となります</p> <p><b>ペット預入延長費用保険金額</b> × <b>帰国遅延日数(*)</b></p> <p><b>(*)</b>到着予定日に到着された場合で到着時間が遅延したためにペットの引き取りが遅延したときを含み、7日を限度とします。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。</p> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの <sup>*1</sup> <p style="text-align: right;">など</p>

※1 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※2 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

※3 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

注1 疾病死亡保険金、治療・救済費用保険金、疾病に関する応急治療・救済費用に係る治療・救済費用保険金、緊急歯科治療による治療・救済費用保険金、旅行事故緊急費用保険金、弁護士費用等補償特約の保険金において、「海外旅行」とは「保険期間中かつ海外旅行中」をいいます。

注2 保険金をお支払いできない主な場合の戦争等の事変による損害等のうち、テロ行為によって被った損害等に関しては、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象とします。

注3 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

注4 他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。

<家族海外旅行保険>

下記プランからご希望のプランをお選びください。

**プランの組み合わせ方法**

①はじめに下記プラン表より、「本人」(保険申込書の本人欄に記入される方)のプランを選択します。  
 (注)個人賠償責任、携行品損害、弁護士費用等およびペット預入延長費用の保険金額(ご契約金額)はご家族全員分となります。

②次に、下記プラン表より、「本人以外」の方お一人ごとに1つのプランを選択します。  
 (注)「本人」と「本人以外」の被保険者で、異なったプラン(ベーシック、疾病死亡なし、ペット上乗せ)へのご加入はできません。  
 (注)「本人以外」の被保険者の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(1)被保険者(補償の対象となる方)69才以下

(注)本人および本人以外の年齢は、始期日時点の満年齢で判定します。

補償項目		プラン		ベーシックプラン				疾病死亡なしプラン				ペット上乗せプラン			
		★NC1 (3A*)		NE1 (5A*)		★PC1 (3B*)		PE1 (5B*)		★QC1 (3C*)		QE1 (5C*)			
		本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)		
保 險 金 額	一 名 あ た り	傷害死亡	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		傷害後遺障害	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		疾病死亡	2,000万円	2,000万円	500万円	500万円	—	—	—	—	2,000万円	2,000万円	500万円	500万円	
		治療・救援費用	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
		旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
		テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
		緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償
		家 族 共 有	保 險 金 額	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円
				携行品損害(免責金額0円)	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円
弁護士費用等	100万円			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円		
ペット預入延長費用	—			—	—	—	—	—	—	—	0.5万円	0.5万円	—		
保 險 料	保 險 料	保 險 期 間	NC1 (3A*)		NE1 (5A*)		PC1 (3B*)		PE1 (5B*)		QC1 (3C*)		QE1 (5C*)		
		1 日まで	4,410円	3,080円	2,620円	1,770円	3,630円	2,300円	2,420円	1,570円	4,440円	3,080円	2,650円	1,770円	
		2 日まで	5,600円	3,650円	3,480円	2,260円	4,820円	2,870円	3,280円	2,060円	5,630円	3,650円	3,510円	2,260円	
		3 日まで	6,700円	4,160円	4,320円	2,730円	5,900円	3,360円	4,120円	2,530円	6,730円	4,160円	4,350円	2,730円	
		4 日まで	7,700円	4,630円	5,070円	3,160円	6,900円	3,830円	4,870円	2,960円	7,730円	4,630円	5,100円	3,160円	
		5 日まで	9,100円	5,140円	6,030円	3,580円	8,220円	4,260円	5,810円	3,360円	9,130円	5,140円	6,060円	3,580円	
		6 日まで	10,400円	5,690円	6,920円	4,020円	9,480円	4,770円	6,690円	3,790円	10,440円	5,690円	6,960円	4,020円	
		7 日まで	11,430円	6,170円	7,670円	4,420円	10,490円	5,230円	7,430円	4,180円	11,470円	6,170円	7,710円	4,420円	
		8 日まで	12,310円	6,540円	8,330円	4,780円	11,370円	5,600円	8,090円	4,540円	12,350円	6,540円	8,370円	4,780円	
		9 日まで	13,170円	6,930円	8,950円	5,110円	12,210円	5,970円	8,710円	4,870円	13,210円	6,930円	8,990円	5,110円	
		10 日まで	14,030円	7,320円	9,570円	5,450円	13,050円	6,340円	9,320円	5,200円	14,070円	7,320円	9,610円	5,450円	
		11 日まで	14,930円	7,740円	10,230円	5,810円	13,950円	6,760円	9,980円	5,560円	14,980円	7,740円	10,280円	5,810円	
		12 日まで	15,790円	8,130円	10,840円	6,140円	14,790円	7,130円	10,590円	5,890円	15,840円	8,130円	10,890円	6,140円	
		13 日まで	16,710円	8,560円	11,510円	6,510円	15,710円	7,560円	11,260円	6,260円	16,760円	8,560円	11,560円	6,510円	
		14 日まで	17,520円	8,930円	12,100円	6,830円	16,500円	7,910円	11,840円	6,570円	17,570円	8,930円	12,150円	6,830円	
		15 日まで	18,260円	9,250円	12,650円	7,120円	17,240円	8,230円	12,390円	6,860円	18,310円	9,250円	12,700円	7,120円	
		17 日まで	19,350円	9,750円	13,450円	7,560円	18,310円	8,710円	13,190円	7,300円	19,400円	9,750円	13,500円	7,560円	
		19 日まで	21,060円	10,540円	14,680円	8,230円	20,020円	9,500円	14,420円	7,970円	21,120円	10,540円	14,740円	8,230円	
		21 日まで	22,700円	11,260円	15,890円	8,870円	21,640円	10,200円	15,620円	8,600円	22,760円	11,260円	15,950円	8,870円	
		23 日まで	24,070円	11,690円	16,740円	9,150円	22,950円	10,570円	16,460円	8,870円	24,140円	11,690円	16,810円	9,150円	
25 日まで	25,410円	12,030円	17,560円	9,370円	24,250円	10,870円	17,270円	9,080円	25,480円	12,030円	17,630円	9,370円			
27 日まで	26,610円	12,240円	18,310円	9,510円	25,430円	11,060円	18,010円	9,210円	26,680円	12,240円	18,380円	9,510円			
29 日まで	28,070円	12,720円	19,280円	9,880円	26,870円	11,520円	18,980円	9,580円	28,140円	12,720円	19,350円	9,880円			
31 日まで	29,390円	13,200円	20,170円	10,260円	28,150円	11,960円	19,860円	9,950円	29,470円	13,200円	20,250円	10,260円			

※「本人」「本人以外」で同一保険金額とする場合のプラン名です(例:「本人」「本人以外」とも「NC1」のプランとする場合の加入プラン名は「3A」)。

⚠ ご契約にあたってのご注意

★印がついたプランについては、保険期間(ご契約期間)開始時に被保険者(補償の対象となる方)ご本人の年齢が満15才未満の場合には、ご加入いただけません。また、保険契約者と被保険者ご本人が異なる場合には、被保険者ご本人の同意が必要となります。

(2)被保険者(補償の対象となる方)70才以上

(注)本人および本人以外の年齢は、始期日時点の満年齢で判定します。

補償項目		プラン		ベーシックプラン				疾病死亡なしプラン				ペット上乗せプラン			
		★NC1 (3A*)		NE1 (5A*)		★PC1 (3B*)		PE1 (5B*)		★QC1 (3C*)		QE1 (5C*)			
		本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)	本人	本人以外 (1名あたり)		
保 險 金 額	一 名 あ た り	傷害死亡	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		傷害後遺障害	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		疾病死亡	2,000万円	2,000万円	500万円	500万円	—	—	—	—	2,000万円	2,000万円	500万円	500万円	
		治療・救援費用	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
		疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
		旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
		テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
		緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償
		家 族 共 有	保 險 金 額	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円
				携行品損害(免責金額0円)	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円
弁護士費用等	100万円			100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円		
ペット預入延長費用	—			—	—	—	—	—	—	—	0.5万円	0.5万円	—		
保 險 料	保 險 料	保 險 期 間	NC1 (3A*)		NE1 (5A*)		PC1 (3B*)		PE1 (5B*)		QC1 (3C*)		QE1 (5C*)		
		1 日まで	4,730円	3,400円	2,910円	2,060円	3,950円	2,620円	2,710円	1,860円	4,760円	3,400円	2,940円	2,060円	
		2 日まで	6,090円	4,140円	3,950円	2,730円	5,310円	3,360円	3,750円	2,530円	6,120円	4,140円	3,980円	2,730円	
		3 日まで	7,360円	4,820円	4,950円	3,360円	6,560円	4,020円	4,750円	3,160円	7,390円	4,820円	4,980円	3,360円	
		4 日まで	8,480円	5,410円	5,810円	3,900円	7,680円	4,610円	5,610円	3,700円	8,510円	5,410円	5,840円	3,900円	
		5 日まで	10,030円	6,070円	6,910円	4,460円	9,150円	5,190円	6,690円	4,240円	10,060円	6,070円	6,940円	4,460円	
		6 日まで	11,470円	6,760円	7,930円	5,030円	10,550円	5,840円	7,700円	4,800円	11,510円	6,760円	7,970円	5,030円	
		7 日まで	12,620円	7,360円	8,800円	5,550円	11,680円	6,420円	8,560円	5,310円	12,660円	7,360円	8,840円	5,550円	
		8 日まで	13,620円	7,850円	9,570円	6,020円	12,680円	6,910円	9,330円	5,780円	13,660円	7,850円	9,610円	6,020円	
		9 日まで	14,590円	8,350円	10,300円	6,460円	13,630円	7,390円	10,060円	6,220円	14,630円	8,350円	10,340円	6,460円	
		10 日まで	15,550円	8,840円	11,010円	6,890円	14,570円	7,860円	10,760円	6,640円	15,590円	8,840円	11,050円	6,890円	
		11 日まで	16,560円	9,370円	11,770円	7,350円	15,580円	8,390円	11,520円	7,100円	16,610円	9,370円	11,820円	7,350円	
		12 日まで	17,530円	9,870円	12,490円	7,790円	16,530円	8,870円	12,240円	7,540円	17,580円	9,870円	12,540円	7,790円	
		13 日まで	18,560円	10,410円	13,270円	8,270円	17,560円	9,410円	13,020円	8,020円	18,610円	10,410円	13,320円	8,270円	
		14 日まで	19,480円	10,890円	13,960円	8,690円	18,460円	9,870円	13,700円	8,430円	19,530円	10,890円	14,010円	8,690円	
		15 日まで	20,320円	11,310円	14,600円	9,070円	19,300円	10,290円	14,340円	8,810円	20,370円	11,310円	14,650円	9,070円	
		17 日まで	21,540円	11,940円	15,520円	9,630円	20,500円	10,900円	15,260円	9,370円	21,590円	11,940円	15,570円	9,630円	
		19 日まで	23,460円	12,940円	16,960円	10,510円	22,420円	11,900円	16,700円	10,250円	23,520円	12,940円	17,020円	10,510円	
		21 日まで	25,310円	13,870円	18,360円	11,340円	24,250円	12,810円	18,090円	11,070円	25,370円	13,870円	18,420円	11,340円	
		23 日まで	26,890円	14,510円	19,420円	11,830円	25,770円	13,390円	19,140円	11,550円	26,960円	14,510円	19,490円	11,830円	
25 日まで	28,460円	15,080円	20,460円	12,270円	27,300円	13,920円	20,170円	11,980円	28,530円	15,080円	20,530円	12,270円			
27 日まで	29,890円	15,520円	21,420円	12,620円	28,710円</										

# おすすめプラン一覧表

## <海外旅行保険>

下記プランからご希望のプランをお選びください。

**⚠️ ご契約にあたってのご注意**  
 ★印がついたプランについては、保険期間(ご契約期間)開始時に被保険者(補償の対象となる方)ご本人の年齢が満15才未満の場合には、ご加入いただけません。また、保険契約者と被保険者ご本人が異なる場合には、被保険者ご本人の同意が必要となります。

### (1) 基本プラン(被保険者年齢69才以下※)

(注) 被保険者の年齢は、始期日時点の満年齢で判定します。

補償項目	プラン	ベーシックプラン				疾病死亡なしプラン		ペット上乗せプラン			
		★KA1	★KB1	★KC1	KD1	★LC1	LD1	★MA1	★MB1	★MC1	MD1
保 険 金 額	傷害死亡	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	—	—	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償
	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円
	携行品損害(免責金額0円)	100万円	70万円	50万円	30万円	50万円	30万円	100万円	70万円	50万円	30万円
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	ペット預入延長費用	—	—	—	—	—	—	1万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円
	保 険 料	保 険 期 間	KA1	KB1	KC1	KD1	LC1	LD1	MA1	MB1	MC1
1 日まで		7,240円	5,140円	4,190円	2,480円	3,020円	2,090円	7,300円	5,170円	4,220円	2,510円
2 日まで		8,610円	6,200円	5,070円	3,180円	3,900円	2,790円	8,670円	6,230円	5,100円	3,210円
3 日まで		9,750円	7,160円	5,900円	3,870円	4,700円	3,470円	9,810円	7,190円	5,930円	3,900円
4 日まで		10,850円	8,040円	6,640円	4,480円	5,440円	4,080円	10,910円	8,070円	6,670円	4,510円
5 日まで		12,310円	9,220円	7,640円	5,220円	6,320円	4,780円	12,380円	9,250円	7,670円	5,250円
6 日まで		13,840円	10,380円	8,570円	5,920円	7,190円	5,460円	13,910円	10,420円	8,610円	5,960円
7 日まで		15,060円	11,310円	9,350円	6,520円	7,940円	6,050円	15,140円	11,350円	9,390円	6,560円
8 日まで		15,960円	12,060円	9,980円	7,050円	8,570円	6,580円	16,040円	12,100円	10,020円	7,090円
9 日まで		16,930円	12,810円	10,620円	7,560円	9,180円	7,080円	17,010円	12,850円	10,660円	7,600円
10 日まで		17,870円	13,570円	11,260円	8,060円	9,790円	7,570円	17,960円	13,610円	11,300円	8,100円
11 日まで		18,930円	14,370円	11,910円	8,580円	10,440円	8,090円	19,020円	14,420円	11,960円	8,630円
12 日まで		19,890円	15,130円	12,550円	9,080円	11,050円	8,580円	19,990円	15,180円	12,600円	9,130円
13 日まで		20,980円	15,960円	13,240円	9,630円	11,740円	9,130円	21,080円	16,010円	13,290円	9,680円
14 日まで		21,890円	16,690円	13,840円	10,100円	12,310円	9,590円	21,990円	16,740円	13,890円	10,150円
15 日まで		22,720円	17,320円	14,370円	10,530円	12,840円	10,020円	22,830円	17,370円	14,420円	10,580円
17 日まで		23,910円	18,280円	15,180円	11,190円	13,620円	10,670円	24,020円	18,330円	15,230円	11,240円
19 日まで		25,920円	19,810円	16,430円	12,170円	14,870円	11,650円	26,040円	19,870円	16,490円	12,230円
21 日まで		27,760円	21,250円	17,640円	13,140円	16,050円	12,610円	27,880円	21,310円	17,700円	13,200円
23 日まで	29,430円	22,450円	18,570円	13,750円	16,890円	13,190円	29,560円	22,520円	18,640円	13,820円	
25 日まで	31,080円	23,590円	19,430円	14,330円	17,690円	13,750円	31,220円	23,660円	19,500円	14,400円	
27 日まで	32,500円	24,570円	20,150円	14,800円	18,380円	14,210円	32,640円	24,640円	20,220円	14,870円	
29 日まで	34,250円	25,840円	21,140円	15,530円	19,340円	14,930円	34,400円	25,910円	21,210円	15,600円	
31 日まで	35,780円	26,970円	22,060円	16,200円	20,200円	15,580円	35,940円	27,050円	22,140円	16,280円	

### (2) 被保険者(補償の対象となる方)70才以上

(注) 被保険者の年齢は、始期日時点の満年齢で判定します。

補償項目	プラン	ベーシックプラン				疾病死亡なしプラン		ペット上乗せプラン			
		★KA1	★KB1	★KC1	KD1	★LC1	LD1	★MA1	★MB1	★MC1	MD1
保 険 金 額	傷害死亡	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	—	—	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償
	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円
	携行品損害(免責金額0円)	100万円	70万円	50万円	30万円	50万円	30万円	100万円	70万円	50万円	30万円
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	ペット預入延長費用	—	—	—	—	—	—	1万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円
	保 険 料	保 険 期 間	KA1	KB1	KC1	KD1	LC1	LD1	MA1	MB1	MC1
1 日まで		7,580円	5,460円	4,510円	2,770円	3,340円	2,380円	7,640円	5,490円	4,540円	2,800円
2 日まで		9,130円	6,710円	5,560円	3,650円	4,390円	3,260円	9,190円	6,740円	5,590円	3,680円
3 日まで		10,450円	7,840円	6,560円	4,500円	5,360円	4,100円	10,510円	7,870円	6,590円	4,530円
4 日まで		11,680円	8,850円	7,420円	5,220円	6,220円	4,820円	11,740円	8,880円	7,450円	5,250円
5 日まで		13,290円	10,170円	8,570円	6,100円	7,250円	5,660円	13,360円	10,200円	8,600円	6,130円
6 日まで		14,970円	11,470円	9,640円	6,930円	8,260円	6,470円	15,040円	11,510円	9,680円	6,970円
7 日まで		16,320円	12,530円	10,540円	7,650円	9,130円	7,180円	16,400円	12,570円	10,580円	7,690円
8 日まで		17,350円	13,400円	11,290円	8,290円	9,880円	7,820円	17,430円	13,440円	11,330円	8,330円
9 日まで		18,430円	14,270円	12,040円	8,910円	10,600円	8,430円	18,510円	14,310円	12,080円	8,950円
10 日まで		19,490円	15,140円	12,780円	9,500円	11,310円	9,010円	19,580円	15,180円	12,820円	9,540円
11 日まで		20,650円	16,040円	13,540円	10,120円	12,070円	9,630円	20,740円	16,090円	13,590円	10,170円
12 日まで		21,740円	16,920円	14,290円	10,730円	12,790円	10,230円	21,840円	16,970円	14,340円	10,780円
13 日まで		22,950円	17,870円	15,090円	11,390円	13,590円	10,890円	23,050円	17,920円	15,140円	11,440円
14 日まで		23,970円	18,700円	15,800円	11,960円	14,270円	11,450円	24,070円	18,750円	15,850円	12,010円
15 日まで		24,900円	19,440円	16,430円	12,480円	14,900円	11,970円	25,010円	19,490円	16,480円	12,530円
17 日まで		26,230円	20,530円	17,370円	13,260円	15,810円	12,740円	26,340円	20,580円	17,420円	13,310円
19 日まで		28,460円	22,280円	18,830円	14,450円	17,270円	13,930円	28,580円	22,340円	18,890円	14,510円
21 日まで		30,520円	23,930円	20,250円	15,610円	18,660円	15,080円	30,640円	23,990円	20,310円	15,670円
23 日まで	32,420円	25,350円	21,390円	16,430円	19,710円	15,870円	32,550円	25,420円	21,460円	16,500円	
25 日まで	34,320円	26,740円	22,480円	17,230円	20,740円	16,650円	34,460円	26,810円	22,550円	17,300円	
27 日まで	35,980円	27,940円	23,430円	17,910円	21,660円	17,320円	36,120円	28,010円	23,500円	17,980円	
29 日まで	37,690円	29,160円	24,360円	18,570円	22,560円	17,970円	37,840円	29,230円	24,430円	18,640円	
31 日まで	39,240円	30,310円	25,290円	19,240円	23,430円	18,620円	39,400円	30,390円	25,370円	19,320円	